

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

30,582円

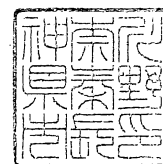
2 賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

令和7年2月3日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和6年11月19日（火）午前10時頃

(2) 発生場所

秦野市南矢名333番1先

(3) 事故の状況

[Redacted]さんが、上記場所の市道南矢名36号線を歩行中、路面のたわみで右足を捻って転倒し、右足関節のじん帯を損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

50パーセント